

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

歯科麻酔専門医制度規則

| | | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 平成 16 年 10 月 1 日制定 | 平成 17 年 10 月 26 日改正 | 平成 18 年 10 月 4 日改正 | 平成 21 年 10 月 8 日改正 | 平成 21 年 11 月 3 日改正 |
| 平成 17 年 1 月 27 日施行 | 平成 17 年 10 月 26 日施行 | 平成 18 年 10 月 4 日施行 | 平成 21 年 10 月 8 日施行 | 平成 21 年 11 月 3 日施行 |
| 平成 23 年 5 月 8 日改正 | 平成 24 年 5 月 31 日改正 | 平成 25 年 5 月 28 日改正 | 平成 25 年 8 月 28 日改正 | 平成 25 年 10 月 2 日改正 |
| 平成 23 年 5 月 8 日施行 | 平成 24 年 5 月 31 日施行 | 平成 25 年 5 月 28 日施行 | 平成 25 年 8 月 28 日施行 | 平成 25 年 10 月 2 日施行 |
| 平成 27 年 10 月 30 日改正 | 平成 28 年 10 月 28 日改正 | 平成 29 年 10 月 13 日改正 | 平成 30 年 5 月 6 日改正 | 平成 30 年 8 月 19 日改正 |
| 平成 27 年 10 月 30 日施行 | 平成 28 年 10 月 28 日施行 | 平成 29 年 10 月 13 日施行 | 平成 30 年 5 月 6 日施行 | 平成 30 年 8 月 19 日施行 |
| 平成 30 年 10 月 4 日改正 | 平成 31 年 4 月 28 日改正 | 令和元年 10 月 25 日改正 | 令和元年 11 月 22 日改正 | 令和元年 12 月 7 日改正 |
| 平成 30 年 10 月 4 日施行 | 平成 31 年 4 月 28 日施行 | 令和元年 10 月 25 日施行 | 令和元年 11 月 22 日施行 | 令和元年 12 月 7 日施行 |
| 令和 2 年 10 月 9 日改正 | 令和 3 年 10 月 8 日改正 | 令和 4 年 5 月 12 日改正 | 令和 4 年 10 月 27 日改正 | 令和 5 年 5 月 16 日改正 |
| 令和 2 年 10 月 9 日施行 | 令和 3 年 10 月 8 日施行 | 令和 4 年 5 月 12 日施行 | 令和 4 年 10 月 27 日施行 | 令和 5 年 5 月 16 日施行 |
| 令和 5 年 8 月 8 日改正 | 令和 6 年 1 月 8 日改正 | | | |
| 令和 5 年 8 月 8 日施行 | 令和 6 年 1 月 8 日施行 | | | |

第 1 章 総 則

第 1 条 一般社団法人日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医（以下「専門医」とする）とは、歯科麻酔学に関する専門的な知識と技能を有する歯科医師に対して、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「学会」とする）が認定した資格であり、安全な歯科医療の推進、学会認定医や専門医を志望するものの指導、ならびに地域歯科医療における歯科麻酔学の普及と指導の役割を有している。

第 2 条 本制度は、歯科麻酔学の専門的知識と技能を有する歯科医師を養成し、学会認定医や専門医を育成するとともに、地域歯科医療における歯科麻酔学の普及に指導的役割を果たすことを目的とする。

第 3 条 第 2 条の目的を達成するために本学会は専門医を認定し、認定証を交付する。

第 2 章 申請者の資格

第 4 条 専門医の審査を受けようとするものは、次の各項のすべてを満足していなければならない。

1. 日本国歯科医師免許証を有すること
2. 学会認定医であること
3. 筆記試験の時点で継続して 5 年以上本学会員で、かつ歯科麻酔分野の業務に専従していること

4. 歯科麻酔学指導施設の所属長である歯科麻酔指導医が専門医申請を認めたもの
5. 大学病院等の歯科麻酔学指導施設に専従するもの以外では、認定医取得後、歯科に関連する全身麻酔を含む全身管理症例あるいは疼痛治療症例を、担当もしくは指導していること
6. 専門医にふさわしい業績を有すること
7. 専門医研修カリキュラムを修了していること

第3章 申請の方法

第5条 前条の審査を受けようとするものは、審査申請料を添えて、次の各項の申請書類を専門医審査委員会（以下「審査委員会」という）に提出しなければならない。

1. 専門医審査申請書（様式1）
2. 履歴書（様式2）
3. 日本歯科麻酔学会認定医認定証（複写）
4. 麻酔専従証明書（様式3-1）、業務内容証明書（様式3-2）または研修派遣証明書（様式3-3）
5. 歯科麻酔専門医申請許可書（様式4）
6. 業績目録 学会出席（様式5-1）、学会発表（様式5-2）、論文発表（様式5-3）、一般社団法人日本歯科専門医機構共通研修（様式5-4）
7. 救急蘇生講習会受講修了証（複写）
8. 専門医申請前の最近5年間に担当あるいは指導した全身麻酔症例および全身管理症例（様式6-1）および疼痛治療症例（様式6-2）の中から年間100例、総計500例の一覧表
9. 専門医研修カリキュラムの評価シート（様式7-1）および実技試験合格証明書（様式7-2）
10. 払込控貼付用紙（様式10）

第4章 審査および認定

第6条 書類審査に合格した後、審査委員による筆記試験および口頭試問を受ける。

第7条 筆記試験および口頭試問に合格したものは理事会の議を経て、専門医と認定される。

第8条 前条により専門医と認定されたものは、登録料を学会へ納付すると専門医認定証が交付される。

第5章 審査委員会

第9条 次の方法により、審査委員会を組織する。

1. 審査委員は歯科麻酔学等講座の主任教授で歯科麻酔に専従しているもの、およびそれと同等の専門的知識と経験を有する本学会で認めた歯科麻酔指導医とする。
2. 委員長ならびに副委員長は、理事長が委嘱し、その任期は2年とする。
3. 委員数は8名とし、その任期は2年で、半数交代制とする。

第10条 審査委員会は委員の3/4以上の出席をもって成立するものとする。

第6章 資格の更新

第11条 専門医は資格取得後、5年ごとに更新を行わなければならない。

第12条 更新申請者は、更新審査料を添えて、次の更新に必要な書類を審査委員会へ提出し、書類審査を受ける。

但し、本学会の定める更新単位と一般社団法人日本歯科専門医機構の定める単位は重複する場合は、どちらの単位にも加算されるものとする。

【令和6年度までの更新者（旧制度に基づく更新）】

1. 専門医更新申請書（様式8）
2. 大学病院等の歯科麻酔科に専従するものでは、麻酔専従証明書（様式3-1）。
それ以外のものでは、更新申請前の最近5年間の全身麻酔を含む全身管理症例（様式6-1）あるいは疼痛治療症例（様式6-2）500例の一覧表ならびに提出症例内訳書（様式6）に加えて業務内容証明書（様式3-2）。
3. 日本歯科麻酔学会専門医制度施行細則第11条に規定する証明書（様式9）
4. 払込控貼付用紙（様式10）

【令和6年度以降の更新者（新制度に基づく更新）】

1. 専門医更新申請書（様式8）
2. 麻酔専従証明書（様式3-1）、業務内容証明書（様式3-2）または研修派遣証明書（様式3-3）
3. 更新申請前の最近5年間の全身麻酔を含む全身管理症例（様式6-1）あるいは疼痛管理症例（様式6-2）の一覧表
4. 日本歯科麻酔学会専門医制度施行細則第10条に規定する証明書（様式9）
5. 払込控貼付用紙（様式10）

第13条 更新の認定は、審査委員会の議を経て、理事会で行われる。

第7章 資格の喪失

第14条 専門医は次の場合、審査委員会の答申により、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき。
2. 認定医の資格を喪失したとき。
3. 資格が更新されなかったとき。
4. その他、理事会が、専門医として不相当と認めたとき。

第15条 日本歯科麻酔学会定款第17条により会員資格の復活が認められた者は、専門医資格の更新期限を迎えていない場合に限り、専門医審査委員会の議を経て、理事会の決定により専門医の資格を復活させることができる。

第8章 研修カリキュラム

第 16 条 歯科麻酔学指導施設ならびに研修機関等における専門医研修カリキュラムは別に定める。

第 9 章 特別規程

第 17 条 理事会において、専門医の指導者として適当と認められたものは、専門医の資格を得ることができる。

第 10 章 規則の変更

第 18 条 本規則を変更する場合は、理事会の議をへて、社員総会の承認を得なければならない。

第 11 章 補 則

第 19 条 審査申請料、登録料および更新審査料は別に定める。